

バーゼル III 最終化に係る自己資本比率告示案の概要 —信用リスクの標準的手法を中心に—

小立 敬

■ 要 約 ■

1. 金融庁は、2021年9月28日にバーゼル III 最終化の国内適用を図る自己資本比率告示案を公表した。信用リスク、信用評価調整（CVA）リスクおよびマーケット・リスクの改定を対象としている。告示案は、国際合意に沿って2023年3月31日を適用日とする一方、標準的手法を採用する国内基準行に限っては1年間の適用猶予（2024年3月31日に適用）を認めている。告示案は今後、パブリックコメントの手続きを経て最終化されることになる。
2. バーゼル委員会が決定したバーゼル III 最終化では、内部モデル手法を使用する銀行間のリスク・アセットのばらつきを抑制するため、内部モデル手法に基づくリスク・アセットに対して標準的手法をベンチマークとするアウトプット・フロアが適用される。告示案では、アウトプット・フロアに相当するものとして「資本フロア」が規定されている。
3. 信用リスクの標準的手法も大幅に改定され、金融機関、事業法人等、リテール、不動産関連および株式を含む幅広いエクスポージャーのリスク・ウェイトが変更される。例えば、株式等エクスポージャーに関してはリスク・ウェイトが現行100%から250%に大幅に引き上げられる。また、金融機関にはデュー・ディリジェンス分析の実施が求められるなどリスク・アセットの計測に関わる実務も大きく変わる。
4. バーゼル III 最終化の適用を図る新たな告示が金融機関の自己資本比率に与える影響については、十分に吸収できるように思われる。一方、バーゼル III 最終化の影響は金融機関のビジネスやプロダクトの変化というかたちで現れる可能性も想定される。また、金融機関にとっては、リスク・アセットの計測に関わる新たな実務にどのように対応していくかが課題となるだろう。

野村資本市場研究所 関連論文等

- ・小立敬「ようやく合意に達したバーゼル III の枠組みの最終化—リスク・アセットの計測方法の見直し—」『野村資本市場クォーターリー』2018年冬号
- ・磯部昌吾「バーゼル委員会による信用リスクの標準的手法の見直しの最終化」『野村資本市場クォーターリー』2018年冬号

I 金融庁による自己資本比率告示案の公表

金融庁は2021年9月28日、バーゼルⅢの自己資本比率におけるリスク・アセットの計測方法の見直しを図るための告示案を公表し、パブリックコメントの募集を10月29日までの間、行った¹。今般公表された告示案は、信用リスク、信用評価調整（CVA）リスクおよびマーケット・リスクの改定を対象としている。

告示案は、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）（以下、「バーゼル委員会」）が2017年12月に公表した「バーゼルⅢ最終化」に関する最終規則の国内適用を図ることを目的として、自己資本比率の計測方法を規定する「自己資本比率告示」²を改正するものである。告示案は、バーゼル委員会の合意を踏まえて2023年3月31日を適用日とする一方、独自の経過措置として、標準的手法を採用する国内基準行³に限っては告示の適用日から1年間の適用猶予（2024年3月31日に適用）を認めている⁴。

グローバル金融危機の教訓を受けて導入されたバーゼルⅢの適用に当たっては国際的な一貫性を確保しながら完全な適用を図ることが求められたことから、バーゼル委員会は、国際的な適用の一貫性を確認するため、銀行によるリスク・アセットの計測について検証を行った。その結果、内部モデルを用いる銀行の間でリスク・アセットに大きなばらつきが生じていることが判明した。バーゼルⅢ最終化は、リスク・アセットの計測に対する信頼性を回復し、自己資本比率の比較可能性を向上させる観点から、リスク・アセットの過度のばらつきの抑制を図ることを目的に策定されたものである。

バーゼルⅢ最終化では、内部モデル手法が改定され、内部モデル手法に対しては標準的手法をベンチマークとする「アウトプット・フロア」が適用されることに加えて、標準的手法についてもリスク感応度を向上する観点から改定される⁵。バーゼルⅢ最終化は当初、2022年1月1日から適用されることが予定されていたものの、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）のパンデミックの影響を考慮して2023年1月1日からの適用となっており、適用が1年後倒しされている⁶。

本稿では、自己資本比率におけるリスク・カテゴリーの中でも信用リスクの標準的手法の改定に焦点を当てながら、金融庁が公表したバーゼルⅢ最終化の国内適用を図る告示案の概要を確認する。

¹ 金融庁「自己資本比率規制（第1の柱・第3の柱）における信用リスク、CVAリスク及びマーケット・リスクに係る告示の一部改正（案）等の公表について」令和3年9月28日。

² 本稿では、銀行を対象とする自己資本比率告示（以下、「銀行告示」）をベースに記述する。

³ 銀行に加えて、信金・信組、労金、農水系統（農漁協等）を含む。

⁴ 銀行告示附則1条および2条。なお、2023年3月末から適用を開始する標準的手法を採用する国内基準行については、金融庁への届け出が必要になる。

⁵ BCBS, “Basel III: Finalising post-crisis reforms,” December 2017. バーゼルⅢ最終化については、小立敬「ようやく合意に達したバーゼルⅢの枠組みの最終化ーリスク・アセットの計測方法の見直しー」『野村資本市場クォーターリー』2018年冬号を参照。

⁶ 中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループ「中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループは、新型コロナウイルス感染症への対応として銀行や監督当局の実務上の対応力を高めるため、バーゼルⅢの実施延期を発表」プレスリリース、2020年3月27日（金融庁仮訳）。

Ⅱ バーゼルⅢ最終化に係る告示案の概要

1. 告示案の背景

バーゼル委員会が2017年12月に最終合意したバーゼルⅢ最終化は、内部モデルを用いてリスク・アセットを計測する銀行間で観察されたリスク・アセットの大きなばらつきの問題を受けて、リスクの適切な反映と、規制の簡素さや比較可能性のバランスを確保し、銀行のリスク管理高度化に向けたインセンティブを維持させながら、持続可能な経済成長を支える金融仲介機能の維持とリスクに見合った資本賦課の適正化を図ることを目的としている。

バーゼルⅢ最終化の下、自己資本比率のリスク・アセットを構成する各リスク・カテゴリーについて、2023年以降、次の改定が行われることが予定されている。

- **信用リスク**： 内部モデル手法が適用できるエクスポージャーの対象範囲を制限し、銀行が自行推計するモデル・パラメータに制約を加える一方で、標準的手法に関しては各エクスポージャーのリスク・ウェイトを改定
- **マーケット・リスク**： リスク計測モデルの変更を含め内部モデル手法を抜本的に見直す一方で、リスク感応度がさらに向上するよう標準的手法を再設計
- **CVA リスク**： 会計やリスク管理の実務を踏まえた枠組みに改定するとともに、銀行の規模や特性に応じた複数の計測手法を設定
- **オペレーショナル・リスク**： 内部モデル手法を廃止し、銀行のビジネスの規模と損失実績を勘案した新たな標準的手法へ一本化

バーゼルⅢ最終化では各リスク・カテゴリーにおけるリスク計測手法の改定に加えて、内部モデル手法を使用する銀行間のリスク・アセットの過度のばらつきを抑制するため、内部モデル手法に基づいて計測したリスク・アセットに対し、標準的手法を基に計測したリスク・アセットに72.5%を乗じたアウトプット・フロアが適用される。

また、レバレッジ比率に関しては、エクスポージャーの計測が一部見直されることに加えて、グローバルなシステム上重要な銀行（G-SIBs）には、「レバレッジ比率バッファ」として、自己資本比率におけるG-SIBサーチャージの50%の水準をレバレッジ比率の最低基準である3%に上乗せする措置が導入される。

今般公表された告示案は、上記のうち、信用リスク、マーケット・リスクおよびCVAリスクの改定と、アウトプット・フロアに相当する「資本フロア」の導入を図るものとなっている。なお、オペレーショナル・リスクの改定については、2021年3月にすでに告示案⁷が提示されている一方、レバレッジ比率の改定については今後、告示案が公表される予定である。

⁷ 金融庁「自己資本比率規制（第1の柱・第3の柱）におけるオペレーショナル・リスクに係る告示の一部改正（案）の公表について」令和3年3月31日。

2. 資本フロアの導入

告示案では、バーゼル III 最終化で導入されるアウトプット・フロアに対応するものとして、内部モデル手法を採用する金融機関を対象とする資本フロアが定められている⁸。すなわち、各リスク・カテゴリーの標準的手法によって算出した所要自己資本額⁹に72.5%を乗じた資本フロアが内部モデル手法によって算出した所要自己資本額を上回る場合には、資本フロアから内部モデル手法によって算出した所要自己資本額を控除した額に12.5を乗じてリスク・アセットに換算した額をリスク・アセットに加えることが求められる。資本フロアは、リスク・アセットの増加をもたらすことになる。

バーゼル III 最終化においてはアウトプット・フロアには5年間の経過措置が認められており、告示案でも資本フロアに同様の経過措置が適用される¹⁰（図表1）。

図表1 資本フロアに係る経過措置

適用日 以後1年間	2024年3月31日 以後1年間	2025年3月31日 以後1年間	2026年3月31日 以後1年間	2027年3月31日 以後1年間
50%	55%	60%	65%	70%

（出所）告示案より野村資本市場研究所作成

III 信用リスク・アセット：標準的手法のリスク・ウェイト改定

告示案では、バーゼル III 最終化の下、標準的手法については現行方式と同様に、適格格付機関による外部格付を参照しながら、各エクスポージャーのリスク・ウェイトを決定することが認められている。

一方、告示案は、外部格付への機械的な依存を避ける観点から個別のエクスポージャーについて債務者の信用状態を評価するデュー・ディリジェンス分析を実施することを金融機関に求めており、金融機関はデュー・ディリジェンス分析を実施するために必要な体制（内部方針、評価プロセス、システム、内部統制を含む）を整備しなければならない¹¹（図表2）。デュー・ディリジェンス分析の結果として、外部格付に対応する信用リスク区分が示す信用状態よりも高いリスクが評価された場合には、より低い信用リスク区分に対応するリスク・ウェイトを適用しなければならない¹²。

⁸ 銀行告示 13 条。信用リスクに関する内部格付手法採用行に加えて、マーケット・リスクにおける内部モデル方式採用行、カウンターパーティ信用リスクの期待エクスポージャー方式採用行が対象となる。

⁹ 信用リスクは標準的手法、マーケット・リスクは標準的方式または簡易的方式（内部モデル方式の適用部分は標準的方式）、CVA リスクは適用した手法（SA-CVA または BA-CVA）、オペレーショナル・リスクは標準的計測手法を用いて計測する（銀行告示 13 条 3 項）。

¹⁰ 銀行告示附則 5 条。

¹¹ 銀行告示 48 条の 2。

¹² 銀行告示 63 条 5 項、65 条 2 項。ただし、デュー・ディリジェンス分析の結果としてリスク・ウェイトを上位に修正することは認められていない。

図表 2 デュー・ディリジェンス分析に関する要件

-
- ① 内部の信用分析および第三者による分析を用いて信用リスクを評価するための必要な体制が整備されていること
 - ② 評価に係る情報を適時に把握するための必要な体制が整備されていること
 - ③ 債務者が連結財務諸表を作成している場合および標準的手法採用行が同一のグループに属するものとして管理している場合は、次に掲げる返済能力が評価されていること
 - イ) 当該債務者自身の返済能力
 - ロ) グループに含まれる親会社、子会社および関連会社による資金援助またはこれらの会社において生じた問題が与える影響を考慮した返済能力
 - ④ エクスポートジャーに応じた適切なリスク・ウェイトを判定できるように、内部方針、評価プロセス、システムおよび内部統制が整備されていること
 - ⑤ 個別のエクスポートジャーに係る債務者の評価の結果について、金融庁長官の求めに応じて提出できるよう整備されていること
 - ⑥ 個別のエクスポートジャーに係る債務者の評価を信用供与の実行時点および年1回以上の頻度で実施していること
-

(出所) 告示案より野村資本市場研究所作成

1. ソブリン向けエクスポージャー

バーゼル III 最終化においては、ソブリン向けエクスポージャーの改定に関する検討は行われたものの、最終的に改定は見送られた。そこで、告示案では、ソブリン向けエクスポージャーは現行と同様の扱いとなっている。ただし、国際開発銀行を含む準ソブリン向けエクスポージャーに対して外部格付を用いてリスク・ウェイトを決定する場合には、若干の改定が行われている点に留意が必要である。

2. 金融機関向けエクスポージャー

現行では金融機関が設立された母国のソブリン格付に基づいてリスク・ウェイトを適用するいわゆるソブリン準拠方式が採用されており、例えば、本邦金融機関は一律 20% のリスク・ウェイトが適用されている。一方、告示案では、ソブリン準拠方式が廃止され¹³、金融機関向けエクスポージャーについては原則として外部格付に応じてリスク・ウェイトを適用することになる¹⁴ (図表 3)。現行と比べるとリスク・ウェイトが全体として上昇することが見込まれる。なお、第一種金融商品取引業者に加えて、保険会社についてもバーゼル基準の自己資本比率それと類似の基準の適用を受けている場合には金融機関向けエクスポージャーに該当する¹⁵。

また、金融機関向けの短期エクスポージャー¹⁶も外部格付に応じてリスク・ウェイトが決定される。

¹³ さらに、経済協力開発機構 (OECD) の公的輸出信用ガイドライン取極めに基づいて付与されるカントリー・リスク・スコアに基づいてリスク・ウェイトを決定する方式も廃止される。

¹⁴ 銀行告示 63 条 1 項。

¹⁵ 銀行告示 64 条の 2。

¹⁶ 金融機関向け短期エクスポージャーには、①満期までの期間が 3 ヶ月以内のエクスポージャー、②満期までの期間が 6 ヶ月以内の貿易取引に係るエクスポージャーが該当する (銀行告示 63 条 2 項)。

図表 3 外部格付のある金融機関向けエクスポージャーのリスク・ウェイト

信用リスク区分		AAA～AA-	A+～A-	BBB+～BBB-	BB+～B-	B-未満
リスク・ウェイト	長期	20%	30%	50%	100%	150%
	短期	20%			50%	150%

(出所) 告示案より野村資本市場研究所作成

外部格付を用いる際には、暗黙の政府支援を勘案していない格付を用いることが求められる¹⁷。例えば、預金保険法では、システミック・リスクに対応するものとして公的資本増強等の措置が規定されていることから、格付機関は一般に本邦金融機関に付与する格付に暗黙の政府支援を考慮したノッチアップを行っている。すなわち、外部格付を基にしてリスク・ウェイトを決定する場合は、本邦金融機関の格付からノッチアップを取り除かなければならない。一方、海外金融機関の格付に関しては、暗黙の政府保証は各法域の破綻処理制度などに依拠するため、格付機関の格付方針や母国の破綻処理制度などを確認する必要があると考えられる¹⁸。ただし、格付に係る当該扱いについては、バーゼル III 最終化の下、各国の裁量によって適用日から 5 年間の適用猶予を措置することが認められており、告示案は、2028 年 3 月末までは格付機関が付与する格付をそのまま利用することを可能としている¹⁹。

また、前述のとおり、デュー・ディリジェンス分析の結果、金融機関向けエクスポージャーが外部格付に対応する信用リスク区分が表す信用状態よりもリスクが高いと評価される場合には、当該格付に応じた信用リスク区分に対するリスク・ウェイトよりも大きいリスク・ウェイトを適用しなければならない。

一方、無格付の金融機関向けのエクスポージャーおよび短期エクスポージャーについては、バーゼル III 最終化の下、金融機関の債務履行能力と自己資本比率を含む規制基準の遵守状況を基に判定されるグレード区分 (A～C) に応じてリスク・ウェイトが決定されることとなる²⁰ (図表 4)。

図表 4 無格付の金融機関向けエクスポージャーのリスク・ウェイト

グレード区分		A	B	C
リスク・ウェイト	長期	40%	75%	150%
	短期	20%	50%	150%

(出所) 告示案より野村資本市場研究所作成

¹⁷ 銀行告示 63 条 4 項。

¹⁸ 例えば、米国ではドッド＝フランク法によって公的資金による金融機関の救済（バイルアウト）が禁止されている。また、欧州においても銀行再生・破綻処理指令（BRRD）の下、公的資本増強は例外的な状況に制限されている。そのため、格付機関は通常、欧米金融機関の格付からは政府の暗黙保証を背景とした格付のノッチアップを取り除いている。

¹⁹ 銀行告示附則 6 条。格付から暗黙の政府保証をどのように取り除くのかについては、現時点では明らかではない。今後、金融庁が Q&A 等で具体的な方法を明らかにすることが想定される。

²⁰ 銀行告示 63 条 6 項および 7 項。

グレードAの金融機関は、①債務履行能力を有し、経済状況や事業環境が悪化した場合でも当該能力を継続して維持することが見込まれ、②(i)国際統一基準行の場合は、自己資本比率の最低基準および資本バッファ基準、レバレッジ比率の最低基準を満たしていること、(ii)国内基準行の場合は、自己資本比率の最低基準を満たしている場合に該当する²¹。さらに、グレードAの金融機関が国際統一基準行であって、普通株式等 Tier1 比率（CET1 比率）が14%以上でありレバレッジ比率が5%以上の場合には、30%のリスク・ウェイトを適用することができる²²。

グレードBには、①自己資本比率の算出基準日で債務履行能力に疑義が生じていない、②自己資本比率が最低基準を満たしている金融機関が該当する²³。

さらに、グレードCについては、①算出基準日で債務履行能力に疑義があるまたはすでに債務を履行できない状態にある、②自己資本比率が最低基準を満たしていない²⁴、もしくは、③監査報告書に外部監査人の不適正意見が表明されているまたは財務諸表の継続企業的前提に対して外部監査人による重大な疑義が表明されている金融機関が該当する²⁵。

なお、協同組織金融機関や系統金融機関による預け金を含む中央機関（信金中金、農林中金、全信組連を含む）に対するエクスポージャーについては、20%のリスク・ウェイトが引続き適用できる²⁶。

3. カバード・ボンド向けエクスポージャー

バーゼル III 最終化では、金融機関が発行するカバード・ボンドにリスク・ウェイトが新たに設定されたことから、告示案でもカバード・ボンド向けエクスポージャーが新設されている²⁷。すなわち、適格資産要件²⁸および開示要件²⁹を満たすカバード・ボンドに個別格付が付与されている場合は、当該格付に応じたリスク・ウェイトを適用する（図表 5）。一方、カバード・ボンドが無格付の場合は、発行体のリスク・ウェイトに応じてリスク・ウェイトが決定される。

²¹ 銀行告示 63 条 8 項。

²² 銀行告示 63 条 9 項。信金中金、農林中金、商工中金が当該要件を満たす場合も含む。

²³ 銀行告示 63 条 10 項。

²⁴ 自己資本規制が適用されていない金融機関を含む。

²⁵ 銀行告示 63 条 11 項。

²⁶ 各業態に係る告示案を参照。

²⁷ 銀行告示 63 条の 2。

²⁸ 次の要件をすべて満たすことが求められる（銀行告示 63 条の 2 第 3 項）。

① カバー・プールが次の要件を満たすこと

イ) ソブリン、スーパーソブリン機関（EU、IMF を含む）、地方公共団体、政府関係機関に対する貸出、社債その他の債権またはそれらによって保証された貸出
ロ) 居住用不動産が担保に付されている貸出については LTV 比率が 80%以下であること
ハ) 居住用不動産以外の不動産が担保に付されている貸出については LTV 比率が 60%以下であること
ニ) リスク・ウェイトが 30%以下の金融機関に対する貸出または金融機関が保証する債権であること（ただし、カバード・ボンド発行時の価格に対する割合が 15%以下であること）

② 発行体がカバード・ボンドに割り当てるカバー・プールの残高に対する割合が 110%未満とならないこと

③ 上記の要件がカバード・ボンドの組成時から満期までの期間において満たされること

²⁹ 銀行告示 63 条の 2 第 4 項。

図表 5 カバード・ボンドのリスク・ウェイト

【個別格付がある場合】

信用リスク区分	AAA~AA-	A+~BBB-	BB+~B-	B-未満
リスク・ウェイト	10%	20%	50%	150%

【無格付の場合】

発行体のリスク・ウェイト	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%
リスク・ウェイト	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%

(出所) 告示案より野村資本市場研究所作成

4. 法人等向けエクスポージャー

法人等向けエクスポージャーについては、現行と同様、外部格付に対応してリスク・ウェイトが決定される。ただし、信用リスク区分「BBB+~BBB-」のリスク・ウェイトが100%から75%に引き下げられている。また、無格付のエクスポージャーのリスク・ウェイトについては通常は100%であるが、バーゼル III 最終化の下で新たに定義された中堅中小企業等には85%のリスク・ウェイトが適用される（図表6）。中堅中小企業等とは、売上高が50億円未満の法人等が該当する³⁰。

なお、債務者の信用状態について、前述のとおり、デュー・ディリジェンス分析の結果として外部格付に応じた信用リスク区分が表す信用状態に比べてリスクが高いことが認識された場合には、リスク・ウェイトを下方修正しなければならない³¹。

図表 6 法人等向けエクスポージャーのリスク・ウェイト

信用リスク区分	AAA~AA-	A+~A-	BBB+~BBB-	BB+~BB-	BB-未満	無格付
リスク・ウェイト	20%	50%	75%	100%	150%	100%
						中堅中小企業等 85%

(出所) 告示案より野村資本市場研究所作成

³⁰ 連結財務諸表を作成している場合や銀行が同一のグループに属するとして管理している場合は、連結売上高を用いて判断することになる。また、卸売業など事業規模の判断に売上高を用いて判断することが適切ではない場合は、総資産50億円未満の法人等が中堅中小企業等に該当する（銀行告示65条4項）。

³¹ 金融庁は、本邦の融資実務では外部格付に依存することなく、与信先の実態や状況を適時適切に反映した信用格付を付与する態勢が広く定着していることを踏まえて、与信先にどのようなデュー・ディリジェンスを行ってれば国際合意上の要件を満たすものと考えられるかという点に加え、リスク・ウェイトの調整方法について、Q&Aで明確化する方針を明らかにしている（金融庁「最終化されたバーゼル III の国内実施に関する規制方針案」）。

5. リテール向けエクスポージャー

中堅中小企業等、個人向けのリテール向けエクスポージャーに関しては、現行と同じ水準である75%のリスク・ウェイトを適用できる（図表7）。その適格要件としては、現行の中小企業等および個人と同様、①債務者に対するエクスポージャーが1億円以下であることに加えて、②債務者に対するエクスポージャーがリテール向けエクスポージャーの合計額の0.2%を超えないことが定められている³²。

なお、標準的手法を採用する国内基準行については、経過措置として適用日から6年間は、中堅中小企業等向けエクスポージャーとして、連結売上高にかかわらず現行の中小企業等向けエクスポージャーを利用することが認められている³³。

また、適格中堅中小企業等や適格個人のクレジット・カードや当座貸越に係るリボルビング型エクスポージャーに関しては、①クレジット・カードの利用に係るエクスポージャーであって、過去12ヵ月間に遅滞なく定められた時期に返済が履行されている場合、または②契約上定められた上限の範囲で債務残高が債務者の任意の判断で変動しうるエクスポージャー（コミットメント以外）であって、過去12ヵ月間に債務残高がゼロである場合には、45%のリスク・ウェイトが適用できる³⁴。

一方、適格要件を満たさない個人向けのリスク・ウェイトは100%となる。

図表7 中堅中小企業等、個人向けエクスポージャーのリスク・ウェイト

	適格中堅中小企業等、 適格個人	リボルビング型 エクスポージャー	その他個人向け
リスク・ウェイト	75%	45%	100%

（出所）告示案より野村資本市場研究所作成

³² 具体的には、次の両要件を満たすことを求めている（銀行告示67条1項）。

- ① 債務者に対するエクスポージャー（住宅ローンおよび賃貸用不動産向けエクスポージャーを除く）から信用保証協会等の保証を控除した額が1億円以下であること
- ② 債務者に対するエクスポージャー（住宅ローンおよび賃貸用不動産向けエクスポージャーを除く）から信用保証協会等の保証を控除した額が、個人向けおよび適格中堅中小企業向けエクスポージャーの合計額の0.2%を超えないこと

³³ 銀行告示附則7条。

³⁴ 銀行告示67条3項。金融庁は、①の要件としてはクレジット・カードのショッピング枠（一括払い）を想定しており、過去12ヵ月間にわたって利用残高の全額が所定の引落日に遅延なく引き落とされていること、②の要件については、規制上のリテールとして取り扱われる債務者の当座貸越（個人向けカードローンを含む）が過去12ヵ月間にわたって利用実績がない（利用残高がゼロである）ことをもって充足され得るとしている。金融庁はそれらの点も含めてQ&Aで要件を明確化する予定である。

6. 不動産関連エクスポージャー

不動産関連のエクスポージャーとして告示案は、①自己居住用不動産、②賃貸用不動産、③事業用不動産関連、④その他不動産関連のエクスポージャーを設けている。自己居住用不動産と賃貸用不動産は住宅ローンに係るエクスポージャーである。

不動産関連エクスポージャーのリスク・ウェイトは現行とは異なり、貸出金の額を物件の価値で除した LTV 比率（ローン・トゥ・バリュー）に応じて決定される。LTV 比率は、自己資本比率の算出基準時点のエクスポージャーの額³⁵を貸出実行時点で担保に付された物件の価値³⁶で除して計算される。ただし、標準的手法を採用する国内基準行には、LTV 比率を用いることなく、従前と同様の扱いによって住宅ローンのリスク・ウェイトを決定できる例外措置が認められている³⁷。

また、返済が不動産から得られる賃料等の収入に依存している場合は、依存していない場合に比べて相対的に高いリスク・ウェイトが適用される仕組みとなっている。さらに、不動産関連エクスポージャーには、債務者の返済能力や担保の質、担保の有効性、手続面を含む不動産のオペレーションに関する適格性の要件が新たに設定されており、適格性の要件を満たさない場合にはより高いリスク・ウェイトが適用されることとなる（図表 8）。

図表 8 オペレーションに関する適格性要件

-
- ① 抵当権（その他の担保権）が設定された物件の建設が完了していること
 - ② 抵当権（その他の担保権）が第一順位であること（ただし、第二順位で LTV 比率が 100% 以下の場合を除く）
 - ③ 債務者の返済能力が適切な審査基準に基づいて適当であると評価されていること
 - ④ 信用供与の担保に付されている物件の価値の評価が次に掲げる要件のすべてを満たしていること
 - イ) 健全かつ保守的な算定基準が設けられていること
 - ロ) 信用供与に関する一連の手続から独立していること
 - ハ) 債務者の返済能力または業績に大きく依存するものではないこと
 - ニ) 将来において生じることが見込まれる物件価値の上昇が反映されていないこと
 - ホ) 現在の物件の価値が信用供与の期間にわたり継続することが見込まれる物件の価値に比して過大に評価されている可能性がある場合、適切な調整が行われていること
 - ヘ) 物件の市場価値を取得できる場合には、当該市場価値を上回るものではないこと
 - ⑤ 信用供与の期間にわたり継続的に信用リスクの監視を行うために必要なすべての情報に関する文書が適切に作成されていること
-

- (注) 1. 自己居住用不動産向けエクスポージャーでは、要件①は求められない。
 2. 事業用不動産関連エクスポージャーでは、要件②の LTV 比率は 80% 以下とする。
 3. その他不動産関連エクスポージャーでは、要件②における LTV 比率の要件は求められない。

(出所) 告示案より野村資本市場研究所作成

³⁵ 信用リスク削減手法を適用する前のエクスポージャーであり、抵当権が第二順位である場合は第一順位および第二順位の抵当権を設定している者の信用リスク削減手法を適用する前のエクスポージャーを加えた額となる（銀行告示 68 条 4 項 1 号）。

³⁶ 原則として信用供与を実行した時点の物件の価値で計測されるが、①固有の事情によって物件価値の永続的な減少が明らかな場合には下方修正が求められる一方、②増改築によって物件価値が上昇する場合には上方修正することもできる（銀行告示 68 条 4 項 2 号）。

³⁷ 一方、国際統一基準行に関しては、LTV 比率の計算に当たって貸出実行時点の担保に付された物件の価値を算出できない場合は、適用日前の直近の物件価値評価額を利用できる経過措置が手当てされている（銀行告示附則 8 条）。

1) 自己居住用不動産向けエクスポージャー

自己居住目的の個人向け住宅ローンについては、適格性要件を満たす場合は LTV 比率に応じたリスク・ウェイトが適用される（図表 9）。ただし、適格性要件を満たすエクスポージャーのうち抵当権が第二順位であって LTV 比率が 50%を超える場合には、リスク・ウェイトに 1.25 倍を乗じた値をリスク・ウェイトとして適用することが求められる³⁸。また、適格性要件を満たさない場合には 75%のリスク・ウェイトが適用される。

ただし、標準的手法を採用する国内基準行の場合、適格性要件を満たす自己居住用不動産エクスポージャーに関しては、抵当権によって完全に保全されているときには現行と同水準の 35%のリスク・ウェイトが適用できる³⁹。また、抵当権で完全に保全されていない場合や適格性要件を満たさない場合は、75%のリスク・ウェイトが適用される。

図表 9 自己居住用、賃貸用不動産エクスポージャーのリスク・ウェイト

LTV比率		50%以下	50%超 60%以下	60%超 80%以下	80%超 90%以下	90%超 100%以下	100%超
リスク・ウェイト	自己居住用	20%	25%	30%	40%	50%	70%
	賃貸用	30%	35%	45%	60%	75%	105%

（出所）告示案より野村資本市場研究所作成

2) 賃貸用不動産向けエクスポージャー

次に、返済が専ら住宅ローンに係る不動産からの賃料その他の収入に依存していることを含む一定の要件⁴⁰を満たす賃貸用不動産向けエクスポージャーについて、適格性要件を満たす場合は LTV 比率に応じて自己居住用よりも高いリスク・ウェイトが適用される。適格性要件を満たす一方で抵当権が第二順位であって LTV 比率が 50%を超えるとときは、リスク・ウェイトに 1.25 倍を乗じた値をリスク・ウェイトとして適用する。また、適格性要件を満たさない場合には 150%のリスク・ウェイトを適用しなければならない。

ただし、標準的手法を採用する国内基準行の場合、適格性要件を満たす賃貸用不動産が抵当権によって完全に保全されているときは 75%のリスク・ウェイトが適用可

³⁸ 銀行告示 68 条 5 項。

³⁹ 銀行告示 68 条の 2。ただし、2007 年 3 月末時点で保有する住宅ローンに関しては、抵当権で完全に保全されていることという要件について住宅ローン実行時の要件とする経過措置が設けられている（銀行告示附則 9 条）。

⁴⁰ 次に掲げる要件のすべてを満たす住宅ローンに係るエクスポージャーが該当する（銀行告示 69 条 1 項）。

- ① 抵当権が設定されている住宅が賃貸に供する目的であり、資金使途が当該住宅の建設、取得または増改築に限定されていること
- ② 次のいずれにも該当しないこと
 - イ) 住宅建設または宅地開発を主たる業務として行っている事業者に対するエクスポージャー
 - ロ) 資金使途が社宅等の建設、取得または増改築であるエクスポージャー
- ③ 返済が専ら当該住宅ローンに係る不動産からの賃料その他の収入に依存していること（依存していないことを銀行が説明することができない場合を含む）

能である一方、抵当権で完全に保全されていないときは 105%、適格性要件を満たさないときは 150%のリスク・ウェイトとなる⁴¹。

3) 事業用不動産関連エクスポージャー

信用供与の目的とする不動産に抵当権その他の担保権が設定され、返済が専ら不動産からの賃料その他の収入に依存⁴²する不動産の建設・取得・運用を目的とした事業向けの事業用不動産関連エクスポージャーについては、適格性要件⁴³を満たす場合は LTV 比率に応じてリスク・ウェイトが決定される（図表 10）。適格性要件を満たす一方で、抵当権が第二順位であり LTV 比率が 60%を超える場合はリスク・ウェイトに 1.25 倍を乗じた値をリスク・ウェイトとして適用する。適格性要件を満たさない場合には 150%のリスク・ウェイトが割り当てられている。

図表 10 事業用不動産エクスポージャーのリスク・ウェイト

LTV比率	60%以下	60%超 80%以下	80%超
リスク・ウェイト	70%	90%	110%

（出所）告示案より野村資本市場研究所作成

4) その他不動産関連エクスポージャー

自己居住用不動産、賃貸用不動産または事業用不動産関連エクスポージャーに該当しない不動産の建設・取得・運用を目的とする不動産関連エクスポージャーであり、信用供与の目的とする不動産に抵当権が設定されているその他不動産関連エクスポージャーについては、適格性要件を満たすとともに LTV 比率が 60%以下であるときは 60%のリスク・ウェイトを適用することができる⁴⁴。当該要件を満たさない場合は、金融機関、法人等またはリテール向けのエクスポージャーのリスク・ウェイトが適用されることになる。

5) ADC 向けエクスポージャー

標準的手法において新たに設定されたエクスポージャーとして、土地の取得・開発や建物の建築を表す ADC（land acquisition, development and construction）のための信用供与である ADC 向けエクスポージャーがある。具体的には、信用供与の実行日において、返済原資が不動産の不確実な売却または相当程度不確実なキャッシュフローに

⁴¹ 銀行告示 69 条の 2。ただし、2007 年 3 月末時点で保有する住宅ローンに関しては、抵当権で完全に保全されていることという要件について住宅ローン実行時の要件とする経過措置が設けられている（銀行告示附則 9 条）。

⁴² 返済が専ら不動産からの賃料その他の収入に依存していないことについて金融機関が説明できない場合を含む（銀行告示 70 条 1 項 2 号）。

⁴³ 事業用不動産関連エクスポージャーの適格性要件は、賃貸用不動産向けエクスポージャーの適格性要件を準用している。ただし、「抵当権」を「抵当権その他の担保権」と読み替えるほか、第二順位に関する LTV 比率の要件の閾値を 100%から 80%に切り下げている（銀行告示 70 条 3 項）。

⁴⁴ 銀行告示 70 条の 2。

基づいている ADC 向けエクスポージャーには、150%のリスク・ウェイトが割り当てられている⁴⁵。

ただし、適格性要件をすべて満たす ADC 向けエクスポージャーであって、不動産が居住用である場合など一定の要件⁴⁶をみたすエクスポージャーについては、100%のリスク・ウェイトが適用できる。

7. 特定貸付債権向けエクスポージャー

プロジェクト・ファイナンス⁴⁷やオブジェクト・ファイナンス⁴⁸、コモディティ・ファイナンス⁴⁹に対応する特定貸付債権向けエクスポージャーが標準的手法においても設定される⁵⁰。特定貸付債権に個別格付が付与されている場合は、法人向けエクスポージャーのリスク・ウェイトを適用することになる。

一方、無格付の場合、プロジェクト・ファイナンスについては、運用段階以前のものには 130%、運用段階のものには 100%のリスク・ウェイトが適用される一方、一定の要件を満たす運用段階にある高品質のもの⁵¹には 80%のリスク・ウェイトが適用できる。また、オブジェクト・ファイナンス、コモディティ・ファイナンスは 100%のリスク・ウェイトが適用される。

8. 株式等のエクスポージャー

告示案では、株式等のエクスポージャーについて、バーゼル III 最終化を踏まえて経済的実質に基づいて詳細に定義されており、株式と同等の性質を有するものについても株式と同じ扱いを受けることが明確化されている⁵²（図表 11）。

⁴⁵ 銀行告示 70 条の 3。

⁴⁶ 以下の要件をすべて満たす場合である（銀行告示 70 条の 4）。

- ① 不動産が居住の用に供する目的の不動産であること
- ② 不動産について法的に有効な事前の販売契約または賃貸契約が締結されていること
- ③ 不動産に係る事前の販売契約または賃貸契約に基づく払込額が契約金の総額の大半に達していること
- ④ 当該払込額は、契約が解除された場合において返金を要しないこと

⁴⁷ 発電プラント、化学プラント、鉱山事業、交通インフラ、環境インフラ、通信インフラその他の特定の事業に対する信用供与のうち、利払いおよび返済の原資を主として当該事業からの収益に限定し、当該事業の有形資産を担保の目的とするものであって、信用供与の条件を通じて信用供与を行った者が当該有形資産および当該有形資産からの収益について相当程度の支配権を有しているものを表す。

⁴⁸ 船舶、航空機、衛星、鉄道、車両その他の有形資産の取得のための信用供与のうち、利払いおよび返済の原資を主として当該有形資産からの収益に限定し、当該有形資産を担保の目的とするものであって、信用供与の条件を通じて信用供与を行った者が当該有形資産および当該有形資産からの収益について相当程度の支配権を有しているものを表す。

⁴⁹ 原油、金属、穀物その他の商品取引所の上場商品の支払準備金、在庫または売掛債権の資金調達のための短期の信用供与のうち、利払いおよび返済の原資として主として当該商品の売却代金に限定し、信用供与の条件を通じて信用供与を行った者が当該商品および当該商品からの収益について相当程度の支配権を有しているものを表す。

⁵⁰ 銀行告示 65 条の 2。

⁵¹ 銀行告示 65 条の 2 第 4 項。

⁵² 銀行告示 76 条 2 項。

図表 11 株式と同等の性質を有するものに関する要件

-
- ① 次に掲げる性質のすべてを有するもの
- イ) 償還されないこと
 - ロ) 発行体の債務を構成するものではないこと
 - ハ) 発行体に対する残余財産分配請求権または剰余金配当請求権を付与するものであること
- ② 金融機関のTier1に算入される資本調達手段と同様の仕組みの金融商品
- ③ 発行体の債務を構成する金融商品であって、次に掲げる性質のいずれかを有するもの
- イ) 発行体が債務の支払を無制限に繰り延べることができること
 - ロ) 発行体による一定数の上記①および②の金融商品の発行により債務を支払うことが条件とされていること、または発行体が一定数の上記①および②の金融商品の発行により債務の支払に充当することができること
 - ハ) 発行体による不特定数の上記①および②の金融商品の発行により債務を支払うことが条件とされており、他の条件が同じ場合は債務額の変動が一定数の上記①および②の金融商品の額に連動するものであること、または発行体の裁量で支払方法を選択できること
 - ニ) 金融商品の保有者が上記①および②の金融商品による弁済を要求する選択権を有すること。ただし、金融商品が債務と同様の性質を有するものとして取引されている場合または債務として扱うことが適当であると認められる場合を除く
- ④ 返済額が株式からの収益に連動する債務、株式の保有と同様の経済効果をもたらす意図の下に組成された債務、有価証券、派生商品取引その他の金融商品
-

(出所) 告示案より野村資本市場研究所作成

株式等エクスポージャーには、現行では 100% のリスク・ウェイトが適用されているが、バーゼル III 最終化の下、告示案では 250% に大幅に引き上げられる。さらに、投機的な非上場株式に対する投資には 400% のリスク・ウェイトが適用される⁵³。

投機的な非上場株式に対する投資とは、①短期的な売買により譲渡益を取得することを期待する非上場株式投資、②金融市場における相場その他の指標に係る価格変動を伴い、長期的にトレンド以上の多額の譲渡益または利益を取得することを想定する非上場株式投資が該当する⁵⁴。

非上場株式に対する投資であっても、長期的な顧客取引の一部であったり、企業再生を目的するものであったりする場合には、250% のリスク・ウェイトが適用される。

なお、告示案は、バーゼル III 最終化の下、2028 年 3 月末までの 5 年間でリスク・ウェイトを段階的に引上げる経過措置を認めている⁵⁵ (図表 12)。2024 年 3 月末に新たな告示の適用を開始する国内基準行は、2029 年 3 月末までの経過措置となる。

図表 12 株式エクスポージャーのリスク・ウェイトに関する経過措置

	適用日 以後1年間	適用日から 1年を経過した日 以後1年間	適用日から 2年を経過した日 以後1年間	適用日から 3年を経過した日 以後1年間	適用日から 4年を経過した日 以後1年間
株式投資	100%	130%	160%	190%	220%
投機的な非上場株式	100%	160%	220%	280%	340%

(出所) 告示案より野村資本市場研究所作成

⁵³ 銀行告示 76 条 1 項。なお、国内基準行では、他の金融機関が発行する普通株式やその他 Tier1 には現行 250% のリスク・ウェイトが適用されているが、告示案の下、当該出資が投機的な非上場株式に対する投資に該当する場合には 400% のリスク・ウェイトが適用される (銀行告示 76 条の 2 の 3)。

⁵⁴ 銀行告示 76 条 3 項。

⁵⁵ 銀行告示附則 10 条。

9. 劣後債権および資本性証券のエクスポージャー

標準的手法においてはこれまでシニア債権と劣後債権の区別は設けられていなかったが、告示案では、バーゼルⅢ最終化の下、劣後債権に対して150%のリスク・ウェイトが設定されている⁵⁶。また、その他資本性証券（株式と同等の性質を有するもの以外）についても150%のリスク・ウェイトが適用される。

標準的手法を採用する国内基準行では、いわゆるダブルギアリング規制を踏まえて他の金融機関等が発行する Tier2 に該当する資本調達手段には、現行は250%のリスク・ウェイトが適用されており、告示案でも当該扱いは継続される⁵⁷。

一方、G-SIBs 等が発行するその他外部 TLAC 調達手段（TLAC シニア債）、同順位債⁵⁸ および特例外部 TLAC 調達手段⁵⁹を含むその他外部 TLAC 関連調達手段については、現在、①国際統一基準行では少数出資に係る10%基準額を下回り資本控除されていない場合、②国内基準行では自己資本に対する5%基準額を下回る場合に、金融機関向けエクスポージャーとして扱うことができる特例措置が認められているが、告示案は特例措置を廃止し、その他外部 TLAC 関連調達手段に150%のリスク・ウェイトを適用している⁶⁰。

ただし、標準的手法を採用する国内基準行においては、2019年3月31日の基準日に保有し保有を継続するその他外部 TLAC 調達手段等について、基準日から10年間は金融機関向けエクスポージャーとすることが継続して認められる⁶¹。また、国内 TLAC 規制対象会社⁶²が発行した同順位債に係る5年間の経過措置も継続される⁶³。

10. 通貨ミスマッチのあるエクスポージャー

バーゼルⅢ最終化で新たに手当てされたエクスポージャーである。告示案では、貸出金の通貨と債務者の収入の通貨が異なる個人向けまたは自己居住用不動産向けのエクスポージャーについて、為替リスクの9割以上がヘッジされていない場合には、リスク・ウェイトに1.5倍（ただし、上限150%）を乗じることが求められる⁶⁴。

⁵⁶ 銀行告示75条の2。

⁵⁷ 銀行告示76条の2の3。

⁵⁸ その他外部 TLAC 調達手段と発行体が同一かつ法的または経済的に同順位の TLAC 非適格商品を指す。

⁵⁹ TLAC 基準では、破綻処理法制に規定される例外的状況の下、破綻処理当局がすべての除外債務をバйлイン対象から除外できる法域では、当局は倒産法の下で除外債務と同順位の債務を3.5%まで外部 TLAC に考慮できる特例がある。特例外部 TLAC 調達手段とは、当該特例に基づいて海外当局がその他外部 TLAC 調達手段に相当すると認めているものを指す。

⁶⁰ 銀行告示76条の4の2。国際統一基準行の場合は、少数出資に係る10%基準額を下回り資本控除されていないエクスポージャーに適用される。

⁶¹ 銀行告示附則4条1項。

⁶² 国内 TLAC 規制対象会社として、三菱 UFJ FG、みずほ FG および三井住友 FG は2019年3月末から、野村 HD は2021年3月末から TLAC 規制の適用が始まっている。

⁶³ TLAC 規制適用日までに発行されたもので、適用日に保有し、その保有を継続している同順位債については、国際統一基準行では少数出資金融機関等のその他外部 TLAC 関連調達手段に含めない扱いとし、国内基準行では金融機関向けエクスポージャーの扱いとすることを認めている（銀行告示附則3条）。

⁶⁴ 銀行告示77条の2。

11. オフ・バランス取引の与信相当額

告示案では、バーゼル III 最終化の下、オフ・バランス取引の与信相当額について一部の掛目（CCF）の水準が一部変更されており、特に無条件で取消可能なコミットメント（UCC）または相手方の信用状態が悪化した場合に自動的に取消可能なコミットメントについては CCF が 0% から 10% となる⁶⁵（図表 13）。

告示案では、UCC または相手方の信用状態が悪化した場合に自動的に取消可能なコミットメントについては、バーゼル III 最終化に係る最終規則の規定を踏まえて、取引の相手方が法人等であることなど一定要件を満たす場合には適用除外とすることが規定されている⁶⁶。また、標準的手法を採用する国内基準行については、クレジット・カードの与信枠への影響が想定されることから、UCC または相手方の信用状態が悪化した場合に自動的に取消可能なコミットメントのうち個人向けクレジット・カードに係る与信相当額については、CCF が段階的に引き上げられる経過措置が設けられている⁶⁷（図表 14）。

図表 13 オフ・バランス取引の与信相当額

掛目	オフ・バランス取引の種類
10%	① 任意の時期に無条件で取消し可能なコミットメント(⑤に該当するものを除く)または相手方の信用状態が悪化した場合に自動的に取消し可能なコミットメント
20%	② 短期かつ流動性の高い貿易関連偶発債務
40%	③ コミットメント(①に規定するコミットメントを除く)
50%	④ 特定の取引に係る偶発債務(②に該当するものを除く) ⑤ NIF (note insurance facilities) または RUF (revolving underwriting facilities)
100%	⑥ 信用供与に直接的に代替する偶発債務 ⑦ 有価証券の貸付、現金もしくは有価証券による担保の提供(SA-CCRを用いて派生商品取引、長期決済期間取引に係る与信相当額を算出し、または期待エクスポージャー方式を用いて派生商品取引、長期決済期間取引、レポ形式取引もしくは信用取引その他これに類する海外の取引に係る与信相当額を算出する場合に、これらの取引における担保の提供で与信相当額が算出されるものを除く)または有価証券の買戻条件付売却もしくは売戻条件付購入 ⑧ 上記のいずれにも該当しない信用供与に代替するオフバランス取引

- (注) 1. 短期かつ流動性の高い貿易関連偶発債務とは、契約期限までの満期が 1 年未満である、船荷により担保された商業信用状の発行または確認によるものをいい、発行銀行および確認銀行に適用する。
2. 特定の取引に係る偶発債務とは、契約履行保証（保証にはスタンドバイ信用状の発行を含む）、入札保証、品質保証等をいう。
3. NIF または RUF とは、一定期間一定の枠内で証券を反復的に発行することにより資金を調達する仕組みにおいて、発行された証券が予定された条件の範囲内で消化できない場合、金融機関が一定の条件の範囲内で証券の買取りまたは金銭の貸付け等を行うことを約する取引をいう。
4. 信用供与に直接的に代替する偶発債務とは、一般的な債務の保証、手形の引受け（手形の引受けの性格を持つ裏書を含む）および元本補填信託契約等をいう。

(出所) 告示案より野村資本市場研究所作成

⁶⁵ 銀行告示 78 条 1 項。

⁶⁶ 次の要件を満たす UCC については、与信相当額を算出する必要はない（銀行告示 78 条 3 項）。

- ① 取引の相手方が法人等であること
- ② 取引の契約の締結および維持に当たって、手数料、利息その他これらに類する経費を受領していないこと
- ③ 取引の相手方が信用供与枠の引出しをするときは、その都度、当該相手方からの申請が行われること
- ④ 取引の相手方による信用供与枠の引出しに係るすべての権限を金融機関が有していること
- ⑤ 取引の相手方による信用供与枠の引出しの承認に当たっては、上記③に規定する申請の都度、相手方の信用力の評価を金融機関が行っていること

⁶⁷ 銀行告示附則 11 条。

図表 14 個人向けクレジット・カードの与信相当額に関する経過措置

適用日 以後1年間	適用日から 1年を経過した日 以後1年間	適用日から 2年を経過した日 以後1年間	適用日から 3年を経過した日 以後1年間	適用日から 4年を経過した日 以後1年間
0%	2%	4%	6%	8%

(出所) 告示案より野村資本市場研究所作成

Ⅳ 信用リスク・アセット：内部格付手法（IRB）の改定

1. IRB の欠陥への対応

内部格付手法（IRB）においては、自行で推計するモデルのパラメータとして与信先のデフォルト確率（PD）やデフォルト時損失率（LGD）、デフォルト時エクスポージャー（EAD）に基づいて信用リスク・アセットの額が計測される。IRBには、パラメータの推計がPDとリテール向けLGD、EADに限られる基礎的内部格付手法（F-IRB）とより広範囲にパラメータの推計が認められる先進的内部格付手法（A-IRB）がある。

バーゼル委員会はIRBの欠陥として、過度の複雑性や銀行間の比較可能性の欠如、特定の資産クラスにおけるモデル化の頑健性の欠如という点を認識したことから、バーゼルⅢ最終化の下、IRBの改定においては、①IRBを利用できる資産クラスの制限、②パラメータの保守的な推計を確保するためのインプット・フロアの導入、③リスク・アセットのばらつきを軽減するためのパラメータ推計の実務に関する見直しが行われている。

金融庁の告示案においては、バーゼルⅢ最終化に係る最終規則に沿ってIRBの改定が行われている。

2. 特定のエクスポージャーに対する適用制限

バーゼルⅢ最終化の下、株式エクスポージャーはIRBが禁止され、標準的手法に基づいて250%（投機的な非上場株式への投資は400%）のリスク・ウェイトが適用される⁶⁸。告示案は、標準的手法における株式等エクスポージャーのリスク・ウェイトの規定をIRBの株式等エクスポージャーに準用している⁶⁹。

また、バーゼルⅢ最終化では、デフォルト事例の少なさを背景に金融機関および売上高5億ユーロ超の事業法人に対するエクスポージャーにはA-IRBの利用が禁じられることを受けて、告示案は、①連結売上高⁷⁰が500億円超の事業法人、②規制金融機関⁷¹および

⁶⁸ 上場企業は一般に多くの情報開示を行っており、銀行が開示された情報よりも優位に立ってIRBに基づいて信用リスクを計測することを正当化することが難しいとされたことが背景にある。

⁶⁹ 銀行告示166条。

⁷⁰ 事業法人が連結財務諸表を作成している場合、金融機関が同一のグループに属するものとして管理している場合は連結の売上高であって、直近3年間の平均値または3年ごとに更新される直近の値が用いられる。

⁷¹ 金融機関、保険会社、少額短期保険業者、第一種金融商品取引業者もしくはこれらに準ずる外国の者または銀行持株会社、保険持株会社、最終指定親会社もしくはこれらに準ずる外国の者を指す。

非規制金融機関等⁷²に対するエクスポージャーについては、LGD および EAD の自行推計値を用いることを禁じている⁷³。

なお、従来は IRB を適用して信用リスク・アセットの額を算出するに際して、重要な事業単位または資産区分に対しては標準的手法を用いることができたが、さらに告示案では、IRB が適さないと判断されるアセット・クラス⁷⁴には標準的手法を用いることができる規定が追加されている。

3. 自行推計値に対するインプット・フロアの適用

バーゼル III 最終化では、銀行間のリスク・アセットの過度のばらつきを抑制するため自行推計されるパラメータである PD、LGD および EAD にインプット・フロアが導入されていることを受けて、告示案ではそれぞれに下限が設定されている（図表 15）。

PD に対しては、事業法人等、リテールとともに 0.03% の下限が現行は設定されているが、告示案では、①事業法人等は 0.05% に引き上げられ⁷⁵、②リテールについては、適格リボルビング型リテールのトランザクター向けエクスポージャーには 0.1%、それ以外のエクスポージャーには 0.05% の下限が設定されている⁷⁶。

図表 15 PD、LGD、EAD に対するインプット・フロア（下限）

	事業法人等	リテール		
		適格リボルビング型 トランザクター	居住用不動産	その他リテール
PD	0.05% (155条2項)	0.1% (163条2項)	0.05% (163条2項)	
LGD	25% (156条7項)	50% (164条2項)	5% (164条2項)	30% (164条2項)
	適格金融資産担保、 適格資産担保の区分 に応じたLGD _{S floor}	金融資産: 0% 債権担保: 10% 不動産担保: 10% その他資産担保: 15% (156条9項)		金融資産: 0% 債権担保: 10% 不動産担保: 10% その他資産担保: 15% (164条4項)
EAD	オン・バランス資産項目のEADの合計額およびオフ・バランス取引の与信相当額に50%を乗じて得た値の合計額 (157条4項、165条3項)			

(出所) 告示案より野村資本市場研究所作成

⁷² 金融業、保険業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む者（これに準ずる外国の者を含む）であって、規制金融機関に該当しない者を指す。

⁷³ 銀行告示 147 条 2 項。

⁷⁴ アセット・クラスとは、①ソブリン、②金融機関等、③事業法人、④特定貸付債権、⑤購入事業法人等、⑥居住用不動産、⑦適格リボルビング型リテール、⑧その他リテール、⑨購入リテールを指す（銀行告示 146 条 2 項）。

⁷⁵ 銀行告示 155 条 2 項。

⁷⁶ 銀行告示 163 条 2 項。

LGD には、事業法人等で 25% の下限が設けられ、適格金融資産担保や適格資産担保（債権担保、不動産担保、その他資産）が設定されている場合は、信用リスク削減効果を勘案するために担保資産に対応して設定された下限（ $LGD_{S \text{ floor}}$ ）が用いられる⁷⁷。また、リテールでは、居住用不動産に 5%、適格リボルビング型に 50%、その他リテールに 30% の下限が設定され、その他リテールにおいて適格金融資産担保等が設定されている場合は、担保資産に応じた下限（ $LGD_{RS \text{ floor}}$ ）が用いられる⁷⁸。

一方、EAD に関しては、事業法人等およびリテールともに、オン・バランス資産項目およびオフ・バランス資産項目の EAD の合計額に対して、オン・バランス資産項目の EAD の合計額およびオフ・バランス取引の与信相当額の合計額に 50% を乗じて得た額の合計額が下限として設定されている⁷⁹。

4. IRB におけるその他の改定

告示案では、バーゼル III 最終化の下で、その他にもいくつかの改定が行われている。例えば、F-IRB では無担保エクスポージャーの LGD に関して、ソブリンや規制金融機関、非規制金融機関等は 45% に維持されるが、事業法人は 45% から 40% に引き下げられる⁸⁰。また、信用リスク削減手法を踏まえた LGD の算定手法が A-IRB、F-IRB ともに改定されている⁸¹。

さらに、現行は信用リスク・アセット額の算定に際してバーゼル I からバーゼル II の移行時に設定された調整計数 1.06 が適用されているが、バーゼル III 最終化の下で廃止されることを受けて、告示案でも調整計数が削除されている⁸²。当該措置については、全体として信用リスク・アセットを削減する効果をもたらすことになる。

⁷⁷ 銀行告示 156 条 7 項乃至 9 項。

⁷⁸ 銀行告示 164 条 2 項乃至 4 項。

⁷⁹ 銀行告示 157 条 4 項および 165 条 3 項。

⁸⁰ 銀行告示 156 条 2 項。

⁸¹ 銀行告示 156 条 3 項および 164 条 3 項。

⁸² 銀行告示 152 条 1 項。

V マーケット・リスク、CVA リスクの改定

1. マーケット・リスクの改定

バーゼル III 最終化の下で、トレーディング勘定の抜本的な見直し（FRTB）として内部モデル手法や標準的手法の改定が行われることを受けて、告示案でもマーケット・リスク相当額⁸³の算出について大幅な改定が行われている。もともと、現行と同様に、告示案ではマーケット・リスク相当額を不算入とする特例が設けられていることから、引続き本邦金融機関の多くは、自己資本比率の計測に際してマーケット・リスクの計測を要しないとみられる⁸⁴。

FRTB はトレーディング勘定とバンキング勘定の境界を明確にする見直しを行っており、告示案は保有する商品进行分类するために金融機関にトレーディング勘定およびバンキング勘定の設置を求めている⁸⁵。その上で、トレーディング勘定への分類基準として商品保有目的が、トレーディング目的として、①短期間の再売却目的、②金融商品市場における相場その他の指標に係る短期の価格変動からの利益の獲得目的、③市場間の裁定取引による利益の獲得目的、④これらの目的のいずれかで保有している商品から生じるリスクのヘッジ目的のいずれかに該当する場合は、トレーディング勘定に分類することを定めている⁸⁶。特定取引等商品⁸⁷は原則としてトレーディング勘定に分類されるが、特定取引等商品でもバンキング勘定に分類するものが具体的に規定されており、また、特定取引等商品ではなくてもトレーディング勘定に分類するものも明確化されている（図表 16）。

⁸³ マーケット・リスクの計測対象となるのは、トレーディング勘定の商品に係るデフォルト・リスク、金利リスク、信用スプレッド・リスク、株式リスク、外国為替リスクおよびコモディティ・リスクに加えて、バンキング勘定の商品に係る外国為替リスクおよびコモディティ・リスクである（銀行告示 271 条 1 項）。

⁸⁴ 銀行告示 4 条または 27 条。例えば、特定取引勘定設置銀行以外は、次のすべてを満たす場合に対象となる。

- ① 直近の期末から算出基準日までにおける商品有価証券勘定および売付商品債券勘定の合計額のうち最も大きい額が、1,000 億円未満であり、直近の期末の総資産の 10% に相当する額未満であること
- ② 当該最大額が、1,000 億円未満であり、(1)直近の期末の信用リスク・アセットの額、(2)直近の期末のオペレーショナル・リスク相当額の合計額を 8% で除して得た額、(3)最大額の合計額の 10% に相当する額未満であること
- ③ 算出基準日が期末である場合には、当該算出基準日における商品有価証券勘定および売付商品債券勘定の合計額が、1,000 億円未満であり、当該算出基準日における総資産の 10% に相当する額未満であること
- ④ 算出基準日が期末である場合には、当該算出基準日における外国為替リスク・カテゴリーの全体のネット・ポジションの額が、1,000 億円未満であり、当該算出基準日における、(1)信用リスク・アセットの額、(2)オペレーショナル・リスク相当額の合計額を 8% で除して得た額、(3) 外国為替リスク・カテゴリーの全体のネット・ポジションの額の合計額の 10% に相当する額未満であること
- ⑤ 直近の算出基準日において自己資本比率にマーケット・リスク相当額に係る額を算入していないこと

⁸⁵ 銀行告示 11 条の 2 または 34 条の 2。

⁸⁶ 銀行告示 11 条の 3 第 1 項または 34 条の 3 第 1 項。

⁸⁷ 銀行法施行規則 13 条の 6 の 3 第 2 項に規定する特定取引その他これに類する取引を指す。

図表 16 保有商品の各勘定への分類

特定取引等商品のうちバンキング勘定に分類するもの	
①	非上場株式
②	証券化のための裏付け資産にする予定の商品
③	直接に保有する不動産
④	個人向けエクスポージャーまたは中堅中小企業向けエクスポージャー
⑤	ファンドへの出資(下記②を除く)
⑥	上記の商品から生じるリスクをヘッジする目的で保有する商品
特定取引等商品でない商品のうちトレーディング勘定に分類するもの	
①	マーケット・メイクに係る業務のために保有する商品
②	ファンドへの出資(下記要件を満たすもの) イ) 当該ファンドの構成銘柄について、銀行がルックスルーをすることができ、独立した第三者により検証された十分な情報を取得していること ロ) 銀行が当該ファンドの市場価額を日次で入手しており、かつ当該ファンドの運用基準およびマーケット・リスク相当額に関する情報を取得していること
③	上場株式
④	トレーディング業務に係るレポ形式の取引
⑤	オプション
⑥	コリレーション・トレーディングのポートフォリオに含まれる商品
⑦	信用リスクまたは株式リスクを有する商品のうち、次のポジションのいずれかを構成するもの イ) ヘッジ対象となるロング・ポジションが存在せず、個別の商品または複数の商品の組み合わせにより、ネット・ショートポジションとなっているポジション ロ) ヘッジ対象となるロング・ポジションに対して、ヘッジ手段として利用される商品のショート・ポジションがオーバーヘッジとなっているポジション
⑧	引受け業務から生じる商品

(出所) 告示案より野村資本市場研究所作成

金融機関はトレーディング勘定に分類する商品の範囲に関する方針や手続を定めるとともに、内部監査を実施しなければならない⁸⁸。また、トレーディング勘定とバンキング勘定の間での商品の振替は制限される⁸⁹。なお、マーケット・リスク相当額を不算入とする金融機関においては、すべての商品をバンキング勘定に分類することとなる⁹⁰。

マーケット・リスク相当額の算出に際して金融機関には、一定要件を満たすトレーディング・デスクを設置することが求められる(図表 17)。内部モデル方式を用いるには、金融庁長官からトレーディング・デスク単位で承認を得なければならない⁹¹。

⁸⁸ 銀行告示 11 条の 5 第 1 項または 34 条の 5 第 1 項。

⁸⁹ 銀行告示 11 条の 6。ただし、勘定間の振替について、取締役会の承認を受け、内部監査が実施され、開示されることを条件として振替を行うことができる。その際は、商品の保有目的がトレーディング目的ではない旨の説明を含む金融庁長官への届出が事前に必要となる。

⁹⁰ 銀行告示 11 条の 4 第 3 項または 34 条の 4 第 3 項。

⁹¹ 銀行告示 272 条の 3。

図表 17 トレーディング・デスクの要件

要件	
①	各トレーディング・アカウントは、1つのトレーディング・デスクに対してのみ割り当てるとし、トレーディング業務における収益を管理するための区分となっていること。
②	トレーダーまたはトレーディング・アカウントのグループを直接管理するヘッド・トレーダーを1名のみ置くものであること。ただし、ヘッド・トレーダーの役割、責任および権限が明確に区分されている場合または一方が他方に対して最終的な監督権限を有する場合には、各トレーディング・デスクに2名のヘッド・トレーダーを置くことができる。
③	トレーダーまたはトレーディング・アカウントの役割および権限が明確に規定されていること。
④	トレーディング・デスクの目的と整合的なリスク許容範囲を設定しており、かつ、当該リスク許容範囲に当該トレーディング・デスクが許容するリスク・クラスおよびそれに関連するリスク・ファクターが含まれていること。
⑤	取締役会等（取締役会または取締役会の下部組織である会議体）への明確な報告態勢が整備されていること。
⑥	トレーダーの報酬がトレーディング・デスクの業績と連動する報酬体系である場合には、トレーディング・デスクの目的と整合的な報酬体系が整備されていること。
⑦	トレーダーは、1つのトレーディング・デスクにのみ配置させるものであること。ただし、健全な管理および業務運営ならびに資源配分の観点から適当であることを金融庁長官に対して説明することができる場合には、トレーダーを複数のトレーディング・デスクに配置させることができる。この場合において、トレーダーの複数デスクへの配置は、損益要因分析テストの結果を操作すること等を目的としてはならない。
⑧	次に掲げる事項を含む事業戦略に係る文書が作成されていること。 (イ) 事業戦略の背景となる経済的側面 (ロ) 取引可能な商品の種類および頻繁に取引される商品の種類 (ハ) ヘッジについての方法、乖離の特定方法およびポジションの予想保有期間 (ニ) トレーディング・デスクの管理者（ヘッド・トレーダーを含む）が承認した年次計画（予算および人員計画を含む） (ホ) 定期的な経営情報（トレーディング・デスクの収益、費用およびマーケット・リスク相当額を含む）
⑨	次に掲げる要件のすべてを満たすトレーディング・デスクに係るリスク管理態勢を整備していること。 (イ) トレーディング・デスクの業務を独立して監視する部署および執行役員（マーケット・リスク管理について業務執行権限を授けられたもの）を設置していること (ロ) トレーディング・デスクの事業戦略に基づいた次に掲げる事項を含むトレーディング・リミットが明確に定められており、かつ、当該トレーディング・リミットが取締役会等により1年に1回以上見直されていること (1) トレーディング・デスクごとに設定された残高限度額（想定元本による残高限度額を含む） (2) トレーディング勘定全体の残高限度額 (3) トレーディング・デスクの運営方針
⑩	1週間に1回以上の頻度でトレーディング・デスクに係る次に掲げる事項を含むリスク管理報告書が作成されていること。 (イ) 損益報告（プロダクト・コントローラー（公正価値算定結果に対する独立検証および評価調整の役割を担う者）により定期的にまたは必要に応じて行われる検証の結果を含む） (ロ) VaRおよび期待ショート・フォール（ES）に関する報告（リスク・ファクターに対するVaRおよびESの計算に用いる感応度、バック・テストおよびP値（仮想損益または実損益が信頼水準99%のVaRの棄却域に含まれる確率）を含む内部管理および規制上のリスク計測報告を含む）
⑪	次に掲げる報告書が作成され、かつ、金融庁長官の求めに応じて提出できるように整備されていること。 (イ) 商品の保有期間報告書 (ロ) トレーディング・リミットの超過の事実およびそれに対する措置に関する日次報告書 (ハ) 高頻度かつ多額な日中取引を行う銀行については、日中トレーディング・リミットの利用状況および超過の事実に関する日次報告書 (ニ) 市場流動性の評価に係る報告書

（出所）告示案より野村資本市場研究所作成

内部モデル方式では、全社的なバック・テストを行わなければならない。全社的なバック・テストは日次ベースで VaR（信頼水準 99%）と実損益および仮想損益を比較することで行われ、実損益・仮想損益が VaR を上回る超過回数に応じてマーケット・リスク相当額に対する乗数が決定される⁹²。また、トレーディング・デスク単位でバック・テストと損益要因分析テストの実施が求められる。各トレーディング・デスクのバック・テストでは、日次で VaR（信頼水準 97.5%および 99%）と実損益・仮想損益を比較して超過回数が一定の水準を超えると、当該トレーディング・デスクは標準的方式に基づいて計測しなければならない⁹³。さらに、各トレーディング・デスクの損益要因分析テストでは、トレーディング・デスクのリスク管理モデルにより計算されるリスク理論損益と、トレーディング・デスクが用いるフロント・オフィス部門のプライシング・モデルから得られる仮想損益⁹⁴を比較し、リスク理論損益と仮想損益の相関性およびリスク理論損益と仮想損益の分布の類似性の評価が行われる。損益要因分析テストの結果、レッド・ゾーンに分類された場合は、当該トレーディング・デスクは標準的方式によって計測しなければならない⁹⁵。

マーケット・リスク相当額の計測に当たって内部モデル方式では、リスク・ファクターを特定してモデル化可能性テストを実施し、モデル化可能なリスク・ファクターとモデル化不可能なリスク・ファクターに分類することが求められる。モデル化可能なリスク・ファクターは、従来のバリュー・アット・リスク（VaR）に代えてテールリスクも捕捉する期待ショート・フォール⁹⁶という評価モデルによってマーケット・リスク相当額を算出し⁹⁷、モデル化不可能なリスク・ファクターについては、ストレス・シナリオを用いてマーケット・リスク相当額を算出する⁹⁸。また、DRC モデルを用いてトレーディング・デスクにおけるデフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額を算出しなければならない⁹⁹。

一方、標準的方式では、従来に比べるとリスク感応度が高くなるよう改定されたリスク感応度方式¹⁰⁰に基づくマーケット・リスク相当額に加えて、デフォルト・リスクおよび残余リスク・アドオンを合計することでマーケット・リスク相当額が算出される。

また、告示案では、標準的方式よりも簡素化し、より保守的に設計された簡易的方式も手当てされている。

⁹² 銀行告示 275 条の 2。超過回数が 4 回以下のグリーン・ゾーンでは 1.5 倍の乗数を適用するのに対して、超過回数が 5 回以上のアンバー・ゾーン、レッド・ゾーンではそれよりも高い乗数が適用される。

⁹³ 銀行告示 275 条の 3。

⁹⁴ 当日の終業時の市場データを用いて前日の終業時に保有していたポジションを再評価することによって生じる日次の損益を表す（銀行告示 1 条 94 項）。

⁹⁵ 銀行告示 275 条の 8。

⁹⁶ 期待ショート・フォールは、一定の確率の範囲内で予想される VaR を上回るすべての潜在的な損失額の平均値として定義される（銀行告示 1 条 98 号）。

⁹⁷ 銀行告示 276 条。

⁹⁸ 銀行告示 276 条の 5。

⁹⁹ 銀行告示 277 条。

¹⁰⁰ リスク感応度方式では、線形リスクであるデルタ・リスクに加えて、オプション価値のボラティリティ変化によって損益を生じるベガ・リスク、そして、オプション価値の歪みとしてストレス・テストに基づいてカーベチャー・リスクが計測される。

2. CVA リスクの改定

バーゼル III で導入された CVA リスクは、現行は先進的リスク測定方式と標準的リスク測定方式が採用されているが、バーゼル III 最終化の下、標準的方式 (SA-CVA) と基礎的方式 (BA-CVA) に改定される。そこで告示案においては、マーケット・リスクの標準的方式と同様にリスク感応度ベースで計測する SA-CVA と、従来の標準的リスク測定方式をベースとする BA-CVA が規定されている。金融機関が SA-CVA を用いるには金融庁長官の承認が必要となる¹⁰¹。

また、告示案は、従来の簡便的リスク測定方式を引き継ぐものとして簡便法を手当てしている。簡便法では従来と同様、デリバティブ取引の信用リスク・アセットの額に 12% を乗じて得た額を CVA リスク相当額とすることができる。簡便法を用いることができる条件は、国内基準行であってデリバティブ取引¹⁰²の想定元本が 10 兆円以下であることに加えて、現在、簡便的リスク測定方式を用いている金融機関である¹⁰³。

VI 告示案に関する若干の考察

バーゼル III 最終化の国内適用を図る自己資本比率告示案が公表され、新たな告示の下で実施されるリスク・アセット改定の全体像が明らかになった。国際統一基準についてはバーゼル基準に準拠したものとなっている一方、国内基準で内部モデルを利用しない標準的手法採用行については従来の扱いを認めるなど、国内基準行にはリスク・アセット改定の影響を十分に配慮したものとなっている。今後、告示案に対するパブリックコメントを踏まえて告示が最終化される。バーゼル III 最終化で新たに導入されるリスク・アセットの計測に関わる実務を含め現時点では取扱いが明確ではない点については、告示の最終化後に金融庁が策定する Q&A によって明確化される見込みである。

バーゼル III 最終化に関する新たな告示が金融機関の自己資本比率に与える影響を考察すると、相対的に大きな影響をもたらす可能性があるものとして、内部モデルを採用する金融機関を対象に適用される、標準的手法をベンチマークとする資本フロアが想定される。すなわち、内部モデルを用いて算出したリスク・アセットの額が資本フロアの額に比べて少ない場合はその差分がリスク・アセットに加わることから、自己資本比率を低下させる要因となる。資本フロアには、段階的な引上げを伴う 5 年間の経過措置が認められている一方、市場参加者は資本フロアが完全適用された場合の 72.5% という水準を意識しながら、自己資本比率を評価することも想定される。

もっとも、内部モデル採用行には、資本フロアを含むバーゼル III 最終化を反映させた自己資本比率をすでに算出しているところがあり、例えば、メガバンクについてみると、

¹⁰¹ 銀行告示 270 条の 4。

¹⁰² ただし、カウンターパーティが、①適格中央清算機関 (CCP)、②適格 CCP の間接清算参加者であって、一定の要件を満たす取引に係る直接清算参加者である場合を除く (銀行告示 270 条の 2 第 2 項)。

¹⁰³ 銀行告示 270 条の 5 および附則 3 条。

バーゼルⅢ最終化が自己資本比率に与える影響は区々である一方、バーゼルⅢ最終化の適用後であっても十分な水準が維持される見通しである¹⁰⁴。メガバンクでは、バーゼルⅢ最終化が自己資本比率の水準に与える影響は十分に吸収可能とみられる。

一方、信用リスクの標準的手法の改定については、金融機関の行動に影響を与える可能性も想定される。例えば、株式エクスポージャーはリスク・ウェイトが250%に引き上げられ、IRB採用行でも250%のリスク・ウェイトが適用されることから、金融機関の政策保有株式削減は進展しているとはいえバーゼルⅢ最終化がさらに売却を後押しするように窺われる。また、不動産関連エクスポージャーはLTV比率に応じてリスク・ウェイトが決定されるようになるため、金融機関がビジネスやプロダクトを提供する際により低いLTV比率を求めるインセンティブを生じる可能性もあるのではないかと。さらに、IRB採用行では、資本フロアのベンチマークとなったことから従来は無関心であった標準的手法のリスク・ウェイトが個々のエクスポージャーで意識されることになるかもしれない。金融機関は概ね厚目の自己資本を維持しており、バーゼルⅢ最終化の影響は自己資本比率の低下よりも、ビジネスやプロダクトの変化というかたちで現れることが考えられる。

ただし、標準的手法を採用する国内基準行に関しては、金融機関の融資ポートフォリオの多くを占めると想定される無格付の中堅中小企業等のリスク・ウェイトが引き下げられていたり、住宅ローンに関してはLTV比率を用いない従来と同様のリスク・ウェイトの適用が認められたりしていることから、信用リスク・アセットに対する影響は限定され、金融機関の行動に与える影響も抑制されるように窺われる。

他方で、金融機関は、バーゼルⅢ最終化によって自己資本比率の算出に際して新たな実務が加わることに留意する必要がある。まず、金融機関や事業法人等向けのエクスポージャーに関しては、外部格付の利用に際して債務者の信用状態を評価するデュー・ディリジェンス分析の実施が求められる¹⁰⁵。次に、金融機関エクスポージャーに関して外部格付を利用してリスク・ウェイトを決定する際には、暗黙の政府保証を格付に反映させないための対応が必要となる。また、法人等向けエクスポージャーについては、中堅中小企業等というカテゴリーが追加されるため、システム対応を含め新たな定義要件に対応する必要がある。さらに、不動産関連エクスポージャーについては、LTV比率の算出が必要になることに加えて、適格性要件を確認する体制を整備しなければならない。金融機関には、バーゼルⅢ最終化によって生じるこれらの新たな実務に対応していくことが課題となる。

なお、バーゼルⅢ最終化の海外における導入状況に関しては、米国では国内適用を図る規則は明らかにされていない一方、EUでは欧州委員会が2021年10月27日に域内適用

¹⁰⁴ 例えば、メガバンクの2021年3月期末の決算説明資料からは、三菱UFJFGでは自己資本比率（CET比率）の実績値が12.3%であるのに対してバーゼルⅢ最終化ベースのCET1比率は11.9%、三井住友FGでは実績値16.0%に対して11.5%、みずほFGでは実績値11.6%に対して10.0%であることが明らかになっており、いずれもバーゼルⅢ最終化を適用した場合のCET1比率は10%以上を確保している。

¹⁰⁵ ただし、金融庁としては、本邦金融機関の融資実務を踏まえてデュー・ディリジェンスの要件を明確化する予定である（脚注31を参照）。

を図る法案を明らかにした¹⁰⁶。同法案は、バーゼル III 最終化の国内適用を国際合意よりも2年後ろ倒しして2025年1月1日としており、特にEUに進出する邦銀には適用時期の相違という新たな課題に直面する可能性がある。同法案は欧州議会と欧州閣僚理事会における審議を経て最終化されるが、適用時期を含めて今後の法案審議の行方は大きな注目を浴びることになるだろう。

最後に、バーゼル III 最終化を図る新たな告示の下、国際統一基準行ではバーゼル基準に準拠するかたちで適用されることになる一方、標準的手法を採用する国内基準行では、いくつかの分野において、（附則に定める経過措置としてではなく）本則として現行と同様の扱い¹⁰⁷も認められている。現行の自己資本比率告示では、国際統一基準と国内基準の間で自己資本規制の基準に様々な相違が存在しているが、新たな告示によってギャップがさらに拡大することとなる¹⁰⁸。足許では依然としてCOVID-19のパンデミックが継続しており、金融機関は企業や家計の経済活動を支えるファイナンスを提供する役割を最大限発揮することが求められている状況である。現時点では時期尚早であると考えられるが、将来の金融システムの安定というより長期的な視点に立てば、国際統一基準と国内基準の関係性について再点検していくことも、日本の銀行規制システムにおける将来的課題であるように思われる。

¹⁰⁶ European Commission, “Banking Package 2021: new EU rules to strengthen banks' resilience and better prepare for the future,” Press Release, 27 October 2021.

¹⁰⁷ 例えば、住宅ローンに関するLTV比率によらないリスク・ウェイト、CVAリスクにおける簡便法、カウンターパーティ信用リスクにおけるカレント・エクスポージャー方式の適用などが挙げられる。

¹⁰⁸ 小立敬「銀行規制再論—将来に向けた銀行システムの安定のための論点—」『野村資本市場クォーターリー』2020年春号。